

剣淵町ふるさと納税返礼品を募集します!

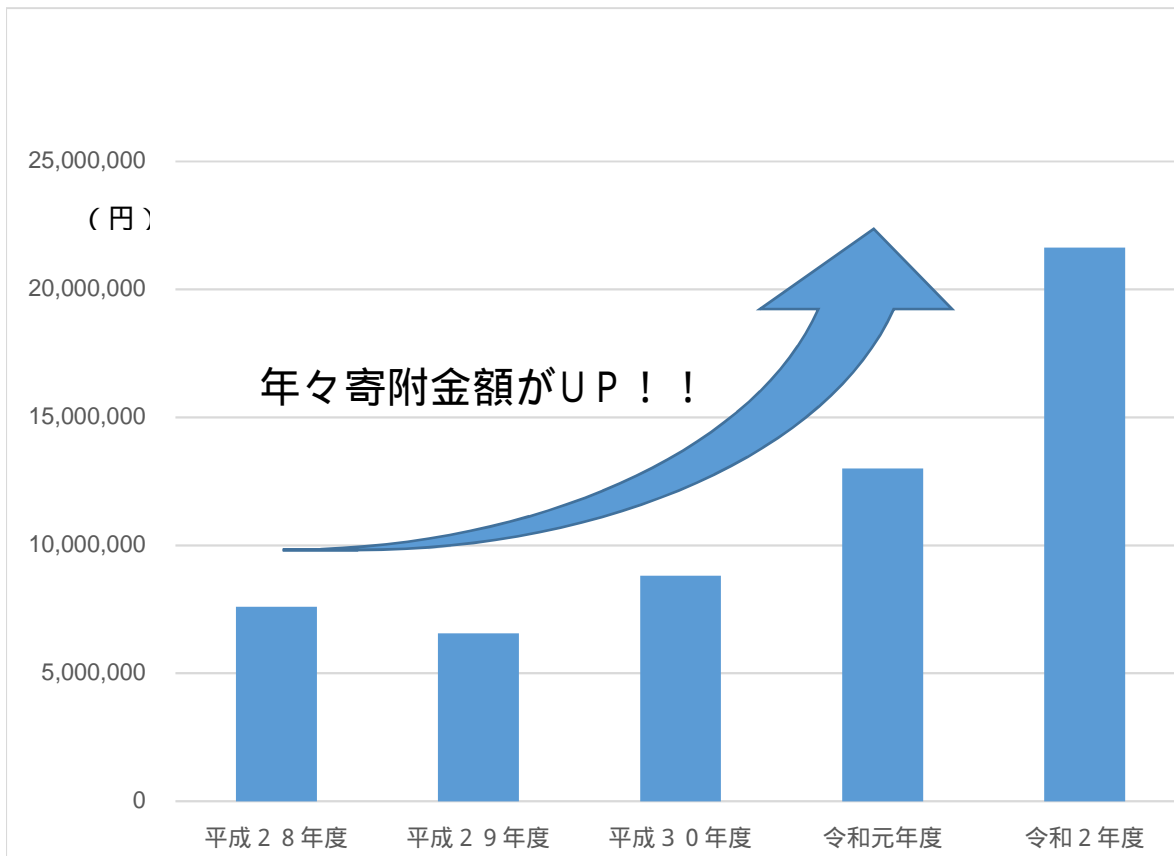
ふるさと納税制度は、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度で、今や誰もが知る制度となりました。

剣淵町では、地元特産品等のPRや、町内産業の振興、地域の活性化に繋げるため、ふるさと納税のお礼品を制度開始以来、年々増やしてきており、現在、農産物やジンギスカン、更には絵本等を取りそろえており、合計43品をラインアップしています。

現在町では、ふるさと納税の更なる増加を目指し、町の魅力発信、ブランド力の向上を図るため、新たな返礼品のご提案を募集します。事業者の皆様からのたくさんのご応募をお待ちしております。



大人気のお米定期便（10万円コース）



剣淵町ふるさと応援寄附金額受入状況

寄附額は年々増加し、令和2年度の寄附額は過去最高額の21,633,000円になりました!

～ 返礼品を出品する事業者のメリット～

道内・道外に幅広く商品のPRができます！

町が作成するふるさと納税の紹介パンフレットや「ふるさと納税サイト（ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・さとふる）」に無償で商品（写真付き）や事業所名を掲載できます。また、返礼品に自社の商品パンフレットを同封することも可能であるため、更なる販路拡大や事業所のPRが期待できます。

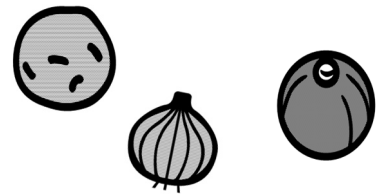
返礼品の送料はかかりません！

返礼品の費用と送料は当町で負担するため、事業者側での費用負担は発生しません。



～ 返礼品を出品する事業者の条件～（次の3つの条件を満たしていること）

返礼品として取り扱う商品やサービスについての製造、販売、営業に関する各種資格や営業許可を取得していること
電子メールを利用できる環境を有していること
迅速かつ確実に返礼品を提供できる能力を有していること



～ 返礼品にできる条件～（次の5つの条件を満たしていること）

町内で生産、製造、加工、またはサービスが行われているものであること。（ただし製造所または加工場が町外に所在する場合は、町内で生産されたものを原材料に使用しているものに限り。）

次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

- （1）本町の特産物またはゆかりのある商品
- （2）本町での宿泊・体験・施設利用のチケット等
- （3）その他本町のPRにつながる商品またはサービス

受注後、速やかに発送準備が完了できるものであること。（飲食物の場合は、消費期限が7日以上確保できるものであること）

お礼品の価格（梱包料・送料は除く）が寄附額の30%以内であること。（寄附額の下限は10,000円）
換金性及び転売の可能性が低いもの

～ 返礼品の応募方法～

上記の各条件を満たしていることを確認の上、剣淵町ホームページに掲載されております「剣淵町ふるさと納税返礼品応募申込書」に必要事項を記載の上、総務課企画財務広報グループに提出してください（電子メールによる提出も可です。メールアドレス：kbc-hurusato@town.kembuchi.hokkaido.jp）。

返礼品に関するご相談や応募受付は随時行っています。皆様の多数の応募をお待ちしております。

お問い合わせ先：剣淵町総務課企画財務広報グループ ふるさと納税担当
電話 0165-26-9021 F A X 0165-34-2590